

問1 富津市の要支援者が、富津市外に所在する事業所において、介護予防通所（訪問）介護を利用しているが、総合事業移行開始にあつては、当該要支援者が今後事業対象者となりうることから、富津市から総合事業の指定を受ける必要があると認識しているが如何か。

（回答）

貴見のとおり。当該事業所が所在する市町村の指定とは別に、富津市から指定を受ける必要がある。

なお、富津市における、区域外に所在する事業所にかかる、総合事業の指定について、平成28年12月7日に実施した、富津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会において説明した、事業者指定の取り扱いを一部変更したため、追記いたします。

説明会にて、「富津市以外に所在する事業所を指定することは想定していない」旨説明をしましたが、富津市が市外事業所を指定しない場合、総合事業移行前まで当該事業所を利用していた富津市の被保険者や、要介護認定を受けていた被保険者が、更新により要支援認定を受けた場合など、当該被保険者が当該事業所を継続して利用することが出来なくなる点を考慮し、「富津市以外に所在する事業所にあつても一律に総合事業の指定を行う」ことといたします。

問2 現在、株式会社で地域密着型通所介護事業所を運営し、「みなし指定事業者」となっているが、総合事業開始に伴い定款変更をする場合は「介護保険法に基づく第1号事業」と「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」の2点を追加すればよいか。また、平成30年3月31日までは「介護予防通所介護」の文言は残しておくべきか。

（回答）

介護保険法においては、「介護予防・日常生活支援総合事業」の枠の中に「第1号事業」が位置付けられており、総合事業における通所型サービス（介護保険法における「第1号通所事業」）を実施する場合は、このどちらにも該当することから、どちらか一方の表記で構いません。

また、「介護予防通所介護」の文言につきましては、総合事業への移行が完了する平成30年3月31日までは、介護予防通所介護を実施する可能性があるため、それまでは、削除しないでください。定款上に「介護予防通所介護」についての記載がなければ、介護予防給付の対象者に対するサービス提供が継続してできなくなるおそれがあります。